

議案第5号

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月6日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる事務を行うため、」の次に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、広域連合長の附属機関として、」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により実施機関に意見を述べること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。